

届出不要の管理医療機器

- | |
|----------------|
| 一 電子体温計 |
| 二 女性向け避妊用コンドーム |
| 三 男性向け避妊用コンドーム |

「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第 8 条の規定により厚生労働大臣の指定する管理医療機器」
(平成 17 年厚生労働省告示第 82 号)